

質 問 回 答

平成 26 年 4 月 14 日

「(案件名) エルサルバドル国東部地域野菜農家収益性向上プロジェクト」

(公示日 : 平成 26 年 3 月 12 日 / 公示番号 : 5) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 p.16 7.(1), (2) 機材の調達 R/D (スペイン語版) p.5 6. Aporte (2)(c), (h)	業務指示書には車両についての記載が無い ため、コンサルタントがレンタカーを調 達することが想定されているという理 解でよろしいでしょうか。また、首 都のアグリビジネス課職員が主体とな るプロジェクトであるため、アグリビ ジネス課職員が頻繁に東部地域へ移 動する車輛の確保が必要ですが、C/P には十分な移動手段が確保されてい るでしょうか。	コンサルタントがレンタカーを調達する ことを想定していますので、借上げに かかる経費を計上してください。なお、 C/P の移動手段は確保されているので 計上不要です。
2	業務指示書 p.4 5-1.(3) プ ロジェクト運営体制、p.16 7.(1), (2) 機材の調達 R/D (スペイン語版) p.5 6. Aporte (2)(b)	C/P 機関は農牧省アグリビジネス課 (在サン・サルバドル) と国立農牧林 業技術センター (CENTA) の 2 機 関であり、成果 1 を達成するための 拠点として (首都の) 農牧省アグリ ビジネス課内にオフィスが提供され るとの記述があります。しかし、プ ロジェクトの主な活動拠点は東部 であるため、首都農牧省に加え、東 部地域にも C/P より CENTA 事務 所等にプロジェクトオフィスのス ペースを提供頂ける見込みはあり ますでしょうか。	農牧省アグリビジネス課職員は現在 東部地域に職員を配置していないこ とから、東部地域にアグリビジネス 課職員を C/P とする活動のための オフィススペース開設は予定してい ません。東部地域における活動は 首都サンサルバドルからの出張を 想定しています。
3	業務指示書 p.4 5-1.(3) プロジェクト運営体制	農牧省アグリビジネス課は、東部 4 県にプロジェクトの C/P とな りうる職員を配置しているのでは ないでしょうか？	農牧省アグリビジネス課の職員は 現在東部地域に職員を配置してい ません。

通番号	当該頁項目	質問	回答
4	業務指示書内 11/22 ページ、「6. 業務の内容 (5) 本邦研修の実施 (アクションプラン (案) の作成)」について	<p>本邦研修の実施時期が 2014 年 8 月から 9 月の 3 週間程度、実施地域として兵庫県普及課等が記されていますが、実施時期の変更、ならびに実施地域の変更について、プロポーザルにおいてコンサルタント側より提案することは可能でしょうか。</p> <p>なお、業務指示書に記されている実施時期ならびに実施地域にて確定されている場合、詳細については受注後にコンサルタント側が貴機構と調整を行いながら、実施支援団体である兵庫県普及課等と調整するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>実施時期は 8 月から 9 月の 3 週間程度を想定しておりますが、適切な時期がありましたらプロポーザルにて提案することが可能です。</p> <p>実施地域は、2014 年度は業務指示書に記載のとおり兵庫県を中心に実施する予定です。</p> <p>2014 年度以降は同様に兵庫県での実施を想定していますが、変更の提案を行うことが可能です。</p> <p>研修の詳細は受注後にコンサルタントと JICA が調整した上で、研修受け入れ先と日程・研修内容等に関して調整いただくこととなります。</p>
5	業務指示書内 22/22 ページ、「8. その他留意事項 (4) 別見積り」等について	<p>エルサルバドル国内において、C/P 機関職員、または対象農家グループなどを対象とし研修をする場合、研修受講者の日当、宿泊、交通費について規定などあればご教示をいただけますでしょうか。</p>	<p>C/P 機関職員に対する日当、宿泊、交通費は本プロジェクトから支出しない予定です。</p> <p>エルサルバドル国内で研修を実施する際の農家グループの参加者の日当は、JICA エルサルバドル事務所の内部規定により、15US ドルを上限に支給できることとなっています。</p> <p>また、交通費は必要に応じ実費 (在住県内にある最寄りの CENTA 普及所へバスで移動する場合の目安：往復 3US ドル) を支給することが可能です。</p> <p>なお、宿泊を伴うエルサルバドル国内研修は想定していません。</p>

以上